

身体拘束等の適正化のための指針

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方)

第1 当事業所では、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、身体拘束等の適正化を行います。原則的に、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止とします。利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会にて十分に検討を行い、本人又は家族への説明同意を得て行います。

(身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項について)

第2 当事業所では、身体拘束の廃止及び適正化に向け、「身体拘束等適正化委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、サービス提供責任者を「身体拘束等の適正化担当者（以下担当者）」とします。

- 2 虐待防止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 身体拘束等の適正化委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 5 身体拘束等の適正化委員会の議題は、担当者が定めます。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。研修の実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(身体拘束等の報告方法に関する基本方針)

第4 身体拘束等を行う場合には、速やかに利用者家族に説明・報告します。

- 2 他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

(身体拘束等が発生した場合の対応に関する事項)

第5 利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

＜身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイレール）囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心として拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。
- ・ 身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 身体拘束についての詳細を説明し、十分な理解が得られるように努めます。また身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、利用者又は家族の同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

- ・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査の際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

- ・ 再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者又は家族に報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第 6 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第 7 第 3 に定める研修会のほか、外部の身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記の①～③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- ① 利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

事業所名 代表者

印

記録者

印

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

[illegible]